

27川健介保第635号

平成27年9月30日

介護保険事業者様

健康福祉局長寿社会部

介護保険課長

負担割合変更に伴う差額調整等のお願いについて（依頼）

日頃から本市介護保険事業の運営に多大なる御尽力をいただき、ありがとうございます。

平成27年8月より、利用者の負担が1割負担、2割負担となり、負担割合証により確認していただくことが必要となりました。

負担割合については、住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により途中で変更する場合があります、月を遡って変更となった場合には、既に支払われている利用者の自己負担額の差額調整等が必要となります。

この差額調整の対応につきまして、別紙のとおり利用者への影響が大きいことから、事業者の皆様へ対応をお願いしたいと考えております。

事業者の皆様には大変お手数をおかけしますが、何卒御対応くださいますようお願い申し上げます。

【別添資料】

○ 別紙「負担割合変更に伴う対応について」

（介護保険課給付係）

電話：044-200-2687

FAX：044-200-3926

負担割合変更に伴う対応について

○負担割合について

平成27年8月より、利用者の負担割合が、所得により1割負担、2割負担と異なるため、負担割合証により、利用者の負担割合を確認していただくことが必要となりました。

○負担割合の変更について

この負担割合証は、前年の所得等により毎年8月1日から翌年7月31日までの負担割合を決定し、発行していますが、住民税の所得更正や世帯員の増減、65歳到達等により途中で負担割合が変更する場合があります。負担割合の変更が生じた際、届出日や、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）との連携のタイミング等により、介護報酬請求が返戻となる可能性があります。

したがって、月に1回は必ず負担割合証で**負担割合**と**開始年月日**を確認し、請求事務を行ってください。

○遡及変更について

所得更正等により月を遡って負担割合が変更した場合は、既に支払われている利用者の自己負担額や介護給付費の差額調整が必要となります。

厚生労働省では、「本来は保険者と利用者間で追加給付や返還を行うこと」と示していますが、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という）からは、国保連の審査を通さないと高額介護サービス費等に影響が出てしまうことや、各保険者で取り扱いが異なることで混乱が生じること、正しい給付情報の把握が行えなくなるなど、利用者や事業者への影響が大きいため、事業者にて過誤再請求を行っていただくよう見解が示されました。

川崎市としましても、高額介護サービス費等の計算に影響が出るなど利用者への不利益につながるため、国保中央会の見解どおり事業者による過誤再請求を行っていただくことが必要と判断しています。

負担割合変更による、差額調整につきましては、事業者にて「利用者との差額調整」と「介護給付費の過誤再請求」を行ってくださいますようお願いいたします。

事業者の皆様には大変お手数をおかけしますが、何卒御協力ください。

よろしくお願いいたします。

川崎市ホームページ

『負担割合変更の対応について』

トップページ > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 事業者入口 > 介護保険制度関連情報 > 負担割合変更の対応について

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000071110.html>